

全建事発第 21 号
平成 28 年 4 月 28 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔公印省略〕

建設業法施行令の一部を改正する政令について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、去る 4 月 1 日に閣議決定を受け、6 月 1 日からの施行となりますが、それに係る留意事項について、このたび国土交通省 土地・建設産業局 建設業課より本会に対し別紙のとおり通知がありました。

本通知によれば、改正した政令が施行される 6 月 1 日以降は、監理技術者の配置が求められる下請契約の請負代金額の下限が 4,000 万円以上（建築一式工事については 6,000 万円以上）に、また、現場ごとの監理技術者及び主任技術者の専任配置が求められる請負金額の下限が 3,500 万円以上（同 7,000 万円以上）にそれぞれ上げられますが、それ以前に請負契約締結済みの工事についても、受発注者間の協議により改正した政令の適用が可能となります。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員企業に対するご周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部事業企画課 川上

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp